

平成 17 年 3 月 22 日

各位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)
問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 齊藤 裕久
電話 03-3435-3443

【訂正】資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ

平成 17 年 1 月 13 日付けにて発表致しました「資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ」の一部に誤りがございましたので以下の通り訂正致します。

記

1. 訂正

今回訂正対象は「2.変更の内容(抜粋)」中、「関連会社取引規定第 2 条(取引準則)」の「変更後の条文」で、内容は以下の通りです。

変更後の条文	正	誤
関係会社取引 規程第 2 条 (取引準則)	<u>不動産関係資産を取得しようとする場合で、その取得にかかる契約を締結する時において当該不動産関係資産に係る土地の建物が竣工していないため、当該不動産関係資産の鑑定価格を取得することができないときは、まず、関係会社等から独立した不動産鑑定業者の作成する調査報告書(価額の算出の基準ないし根拠その他の主要な事項において、不動産鑑定評価書に準じた方法により作成されたものをいう。)に基づく価額(以下「調査価額」という。)を取得し、さらに他の独立した不動産鑑定業者その他の有識者ないし専門家から、当該調査報告書の内容の妥当性について意見を聴取したうえで、当該調査価額を基準として取引価格を決定する。」</u>	<u>不動産関係資産を取得しようとする場合で、その取得にかかる契約を締結する時において竣工していないため鑑定価格を取得することができないときは、まず、関係会社等から独立した不動産鑑定業者の作成する調査報告書(価額の算出の基準ないし根拠その他の主要な事項において、不動産鑑定評価書に準じた方法により作成されたものをいう。)にもとづく価額(以下「調査価額」という。)を取得し、さらに他の独立した不動産鑑定業者その他の有識者あるいは専門家から、当該調査報告書の内容の妥当性について意見を聴取したうえで、当該調査価額を基準として取引価格を決定する。</u>

なお、訂正後の全容を次ページ以降に添付致します。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会

2. 変更の内容（抜粋）

現行の契約等の一部を、次のとおり変更いたしました。

（下線は変更部分を示す）

現行の条文	変更後の条文
<p style="text-align: center;">関係会社取引規程 第2条（取引準則）</p> <p>運用会社は、関係会社等取引等を行い又は行おうとするに際しては、以下の各号を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～ （省略）</p> <p>不動産関係資産の取得後においては、当該不動産関係資産にかかる不動産管理業務又は建物管理業務の新たな発注先の候補として関係会社等を対象とする際には、関係会社等に該当しない複数の外部業者を含めた見積りの比較、競争入札その他適当な方法により、取引等の発注態様、取引等の条件、取引等の態様その他関連する要因について検討を行った上、この検討の結果に応じて委託先を決定する。</p>	<p style="text-align: center;">関係会社取引規程 第2条（取引準則）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">～ （省略 - 現行どおり）</p> <p><u>不動産関係資産を取得しようとする場合で、その取得にかかる契約を締結する時において当該不動産関係資産に係る土地上の建物が竣工していないため、当該不動産関係資産の鑑定価格を取得することができないときは、まず、関係会社等から独立した不動産鑑定業者の作成する調査報告書（価額の算出の基準ないし根拠その他の主要な事項において、不動産鑑定評価書に準じた方法により作成されたものをいう。）に基づく価額（以下「調査価額」という。）を取得し、さらに他の独立した不動産鑑定業者その他の有識者ないし専門家から、当該調査報告書の内容の妥当性について意見を聴取したうえで、当該調査価額を基準として取引価格を決定する。</u></p>

以上

今回訂正箇所